

府監第1645号
平成20年12月1日

請求人 様

大阪府監査委員	梅 本	憲 史
同	谷 口	昌 隆
同	磯 部	洋
同	赤 木	明 夫
同	京 極	俊 明

住民監査請求について（通知）

平成20年11月10日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『 PL 学園高等学校（大阪府富田林市喜志 2055）に大阪府が私学助成金を払うのは日本国憲法第 89 条に反し違法である。

よって橋下知事に対し、PL 学園高等学校が大阪府に平成 17、18、19 年度に得た助成金 494,138,000 円を返還させるよう求めます。』

第2 地方自治法第 242 条第 1 項の要件に係る判断

1 地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

また、法第 242 条第 1 項による監査請求は、同条第 2 項により、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年以内に提出しなければならないものである。

2 請求人は本件請求において、大阪府が PL 学園高等学校に平成 17、18、19 年度の私学助成金を支払った事が憲法第 89 条に反し違法であると主張している。

しかしながら、請求人が本件で対象としている大阪府の財務会計行為等の対象年

度がその主張と事実を証する書面に相違があることから、請求人の主張では本件請求で監査の対象とすべき財務会計行為等が特定できていない。

- 3 そこで請求書及び事実を証する書面から、対象となる財務会計行為等を判断すると、P L学園高等学校の平成 17 年度、18 年度及び 19 年度の経常費補助金並びに平成 16 年度及び 17 年度の教育振興補助金の交付であると推定することはできる。

仮に、このような推定により財務会計行為等を特定できたとしても、監査請求は私学助成のための補助金の支出のあった日から 1 年以内に提出しなければならないため、本件監査請求が平成 20 年 11 月 10 日に提出されたものであることから、平成 19 年 11 月 9 日以前に補助金の支出が行われていたものについては、当該期間を徒過しているものである。

さらに、法第 242 条第 2 項ただし書は、「正当な理由」があるときは当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した後であっても監査請求をすることができるとしているが、理由が示されていないため、この「正当な理由」は認められない。

- 4 また、期間を徒過していない平成 19 年 11 月 10 日以降の補助金の支出の部分については、私立学校法及び私立学校振興助成法で地方公共団体が学校法人に対し公費で助成を行うことが認められている中、請求人は違法性について、単に憲法第 89 条に反していると主張するだけであり、P L学園高等学校への補助金の交付が同条の規定にどのように違反しているのかについては何ら言及していない。

よって、法第 242 条が住民監査請求の要件として認める財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは到底認めることができない。

第 3 結論

したがって、本件住民監査請求は、平成 19 年 11 月 9 日以前の補助金の支出に係る部分は、法第 242 条第 2 項に規定する期間を徒過し、かつ正当な理由も認められないものであり、さらに、平成 19 年 11 月 10 日以降の補助金の支出に係る部分は、請求の対象とする財務会計行為等の違法性あるいは不当性について、その根拠が個別・具体的に摘示されていないものであると判断する。

したがって、本件請求は法第 242 条第 1 項若しくは第 2 項の要件を満たさない不適法な監査請求として却下する。